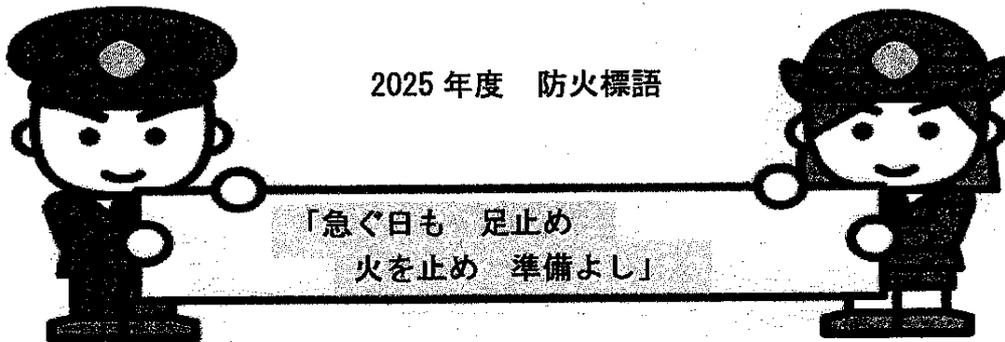


実施期間 令和8年3月1日(日)から7日(土)までの一週間



諏訪広域消防本部管内の令和7年中の火災件数は62件で令和6年中の火災件数58件と比較すると4件増加しています。

火災はちょっとした不注意から発生していますので、火災を起こさないために一人ひとりが注意してください。

住宅用火災警報器は、定期的に作動確認を行い、設置してから10年を目安に交換しましょう。令和8年1月1日より、林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されています。また、屋外でのたき火については消防署へ届出が必要となっています。ご注意ください。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

— 4つの習慣・6つの対策 —

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは、火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

10年経ったら交換しましょう



諏訪広域消防本部

(電話) 0266-21-5119

(FAX) 0266-21-2119



諏訪広域消防本部からのお知らせ

林野火災注意報・警報の運用開始について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まりました。

◎林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

◎発令基準について

林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当し必要と認めるとき。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表され必要と認めるとき。

◎注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を消費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて広域連合長が指定した区域内において喫煙しないこと。

(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



◎「火の使用の制限」(上記規制)に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

※注意報・警報の発令・解除の際は、防災無線、消防車両での巡回やホームページへの掲載等により広報します。

たき火の届出制度について

火災予防条例の一部改正により、火災とまぎらわしい煙または火炎を発生するおそれのある行為にたき火が含まれることが明記されました。たき火を行う場合は通年所定の様式による届出が必要となります。

※この届出は、火災と誤認して消防車が出動する等の混乱を避けるためのものであり、野焼きや焼却を許可するものではありませんのでご理解ください。



諏訪広域消防本部 予防課 ☎ 0266-21-5119 (直通)